

個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 地方公共団体は、地方公共団体等が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する必要な措置を講ずるため条例を定めるに当たっては、個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものとして政令で定める事項については、政令で定める取扱いを標準として定めるものとする。

(第十一条関係)

二 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則関係)

◎個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）</p> <p>第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。</p> <p>3 地方公共団体は、前二項の必要な措置を講ずるため条例を定めるに当たっては、個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものとして政令で定める事項については、政令で定める取扱いを標準として定めるものとする。</p>	<p>（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）</p> <p>第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。</p> <p>〔新設〕</p>